**平成２３年（フ）第８６４号**
福岡市博多区麦野２丁目12番15―205号
債務者　下川　　踊
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第８８７号**
福岡市東区香椎浜２丁目７番１―103号
債務者　木村　敏幸
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第８９７号**
福岡県糟屋郡新宮町大字下府87番地１
債務者　市川　末喜
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第８９８号**
福岡市南区警弥郷１丁目29番５―601号
債務者　梶原　雄二
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９３４号**
福岡市城南区友丘３丁目１番20号
債務者　島崎　浩壽
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９５７号**
福岡市東区若宮１丁目22番13号
債務者　小山　大輔
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９６１号**
福岡県糸島市三雲566番地16
債務者　平田　秀敏
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９６９号**
福岡市東区唐原５丁目７番９―303号
債務者　黒木雅知子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９７６号**
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田499番地１ベンタナヒルズ篠栗２―403号
債務者　長谷川美紀
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１０１３号**
福岡市南区清水４丁目18番５―204号
債務者　高倉　伸夫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１０１９号**
福岡市早良区原４丁目13番10―301号
債務者　永留　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１０３９号**
福岡県糸島市前原駅南２丁目23番24号
債務者　西田　良子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１０４７号**
福岡市早良区星の原団地27番206号
債務者　井　　敦子（旧姓宮本・西畑）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１０５０号**
福岡市早良区南庄６丁目18番２号
債務者　宮川　昭子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１１５０号**
福岡市西区姪浜駅南１丁目４番15―301号
債務者　本間　良広
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１１７６号**
福岡市東区和白２丁目７番14号
債務者　高橋　弘子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１７３号**
山梨県甲府市千塚３丁目３番18号
債務者　佐々木円子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８３号**
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢5613番地
債務者　深澤　浩子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係